

# 令和8年度 新発田市交通安全実施計画

新発田市交通安全対策会議  
令和8年3月

余白

## ま え が き

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第4項の規定に基づき、令和8年度において、新発田市の区域における陸上交通の安全に関し、関係行政機関、関係民間団体等が一体となって当市において実施すべき施策を定めるものです。

令和7年中における当市の交通事故発生状況は、発生件数・負傷者数ともに前年と比較して減少したものの、死者数は前年と同数の2名でした。

令和8年10月に「第12次新発田市交通安全計画」を策定する予定であることを踏まえ、「交通死亡事故ゼロを目指す、重傷者数を15人以下にする」ことを基本とし、発生件数・負傷者数及び死者数のいずれも前年を下回ることを目標に掲げ、関係機関・団体等と連携して、安心して安全なまちづくりを実現するため交通安全対策を推進するものです。

# 目 次

令和8年新発田市交通安全対策基本方針	1
新発田市内における交通事故発生状況	4
第1節 交通安全対策	
1 交通事故防止対策の推進	5
第2節 道路交通環境の整備	
1 主要幹線道路の整備	9
2 自転車利用環境の整備	9
3 交通安全施設の整備	10
4 効果的な交通規制の推進	10
5 交通環境の整備	10
6 通学路等の安全確保	11
第3節 交通安全思想の普及啓発	
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	12
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	13
3 運転者教育等の推進	31
第4節 救助・救急体制の充実	
1 救助・救急体制の整備	32
2 応急手当の普及	32
第5節 交通事故被害者対策	
1 交通事故被害者対策の推進	32
第6節 踏切道の安全対策	
1 踏切道の構造改良の推進	33
2 踏切保安設備の整備等	33
3 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置	33
(資料)	
新発田市交通安全条例	34
新発田市交通安全対策会議規則	36
新発田市交通安全対策会議通学路交通安全部会運営要綱	37
新発田市交通安全対策会議委員名簿	38

# 令和8年新発田市交通安全対策基本方針

## 第1 趣 旨

人命尊重を基本理念に、人優先の交通安全思想を普及し、安全で円滑・快適な交通社会の実現を目指すため、令和7年の交通安全対策の取組方針と重点等について、基本方針を定めるものとする。

## 第2 交通安全対策の取組方針

令和7年における交通事故発生状況は、発生件数・負傷者数ともに前年と比較して減少しましたが、交通死亡事故は2件で前年と同数でした。全国的に、子どもが犠牲となる事故や当市においても高齢者の事故が約6割を占めていることを踏まえ、高齢者及び子どもの交通事故防止対策の強化をはじめ、一層効果的な交通安全対策を推進し、「交通死亡事故ゼロを目指す、重傷者数を15人以下にする」ことを基本として、交通事故全体の減少を図ることとする。

## 第3 交通安全対策の重点

令和7年中における交通事故の発生実態を踏まえ、次の重点対策を強力に推進し、交通事故の防止を図ることとする。

### 1 高齢者の交通事故防止

令和7年中においては、交通死亡事故による犠牲者2名のうち高齢者が2名（100.0%）であった。高齢者が加害者・被害者となる事故の防止が大きな課題となっている。

こうした現状を踏まえ、高齢者を取り巻く道路交通環境の整備、運転者に対する高齢者保護意識の醸成、夜光反射材の活用をより一層推進し、高齢者が被害者となる事故の防止に努めるとともに、高齢運転者には、自身の運転能力の自覚を促す取組や補償運転の推奨、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進安全技術を搭載した車の紹介（サポカー）など、加害事故防止対策に取り組む。また、引き続き高齢者等運転免許返納支援制度の周知を図る。

さらに、交通安全指導員による「高齢者安全教室」をはじめ、「いきいきクラブ・チャレンジ100」等の参加・体験型の啓発活動を通じて、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るなど、交通安全教育を一層推進し、高齢者の交通事故防止を図る。

### 2 子どもの交通事故防止

全国でも子どもが関係する交通事故が後を絶たない中、当市においても、令和元年に子どもの交通死亡事故、そして令和6年には、横断歩道上の交通事故が発生している。

新発田の宝である子どもたちが交通事故の犠牲者になることのないよう、引き続き交通安全関係団体・機関と連携し、交通安全対策を一層強化して取り組んでいく。

具体的な対策としては、交通安全指導員を中心とした交通安全教育の更なる充実とともに、小・中学校、関係機関が連携して通学路の危険箇所の把握に努め、通学路の安全確保を図る。

また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保のため、地域や家庭で子どもを見守るための対策等を進める。

### 3 歩行者の安全確保

高齢者、子どもや高校生が被害に遭いやすい歩行中の交通事故の抑止に向けて、学校、地域、関係団体等と連携し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上などについての指導・広報・啓発活動を一層推進するとともに、横断歩道を渡る際には「渡るよサイン」等で横断する意思表示を促すなど交通安全意識の高揚を図る。

自動車・自転車運転者に対しては、横断歩道での歩行者優先意識の浸透、進行方向に対する安全確認の徹底や安全速度の励行、身体障がい者や高齢者等が通行している際の保護意識の醸成を図る。

### 4 自転車の安全対策の推進

子どもから高齢者まで手軽に利用できる自転車乗車中の交通事故の抑止に向けて、学校、地域、関係団体等と連携し、交通マナーの向上などについての指導・広報・啓発活動を一層推進し、交通安全意識の高揚を図る。

自転車は加害者となり得る側面があることや令和8年4月から16歳以上が悪質・危険な運転の場合は、交通反則通告制度（青切符）の対象になったことなどから、車両としての交通ルールの遵守について意識の啓発を図るとともに、横断歩道での歩行者優先意識の浸透、進行方向に対する安全確認の徹底や安全速度の励行、歩行者等が通行している際の保護意識の醸成を図る。

また、自転車で被害者となった場合、致命傷を負わないためにも、自転車用ヘルメット着用の重要性について、交通安全教室等あらゆる機会を通じて、啓発を行い、ヘルメットの着用促進を図る。

### 5 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

全座席でのシートベルト（特に後部座席）とチャイルドシート着用に向けて、指導・広報・啓発活動による積極的な交通安全教育、街頭指導を一層推進する。

### 6 飲酒運転の根絶

飲酒運転は人の命に直結する危険で悪質な犯罪行為であり、被害者やその家族、自身の家族など多くの人を不幸にします。未だに後を絶たない飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、積極的に広報・啓発活動を展開し、運転者等に飲酒運転の危険性・責任の重大性を認識させるとともに、家庭・地域・職場等において飲酒運転根絶意識の醸成を図る。

## 第4 交通安全対策の推進方法

市、県及び交通安全関係機関・団体は、相互の連携を密にして、推進体制の確立を図るとともに、交通安全対策の推進に当たっては、計画段階から広く市民の声を反映させ、それぞれの地域の特性に応じた広報・啓発や参加型の交通安全教育、街頭指導及び道路交通環境の整備等、効果的な交通安全対策を推進する。

#### 1 交通安全教育の推進

#### 2 通学路等の安全確保の推進

#### 3 高齢者交通安全対策の推進

#### 4 歩行者及び自転車の安全対策の推進

#### 5 シートベルトとチャイルドシートの着用対策の推進

- 6 飲酒運転根絶対策の推進
- 7 自転車ヘルメットの着用の推進
- 8 交通ルールの遵守とマナー向上対策の推進
- 9 交差点における交通事故防止対策の推進
- 10 夕暮れ時の早めのライト点灯運動の推進

## 第5 交通安全運動の実施

各季の交通安全運動の実施に当たっては、関係機関・団体等の実態に即した実施要領を定め、効果的な交通安全運動を展開する。

交通安全運動や活動によって「防がれている交通事故は確実にある」という信念のもと、継続した活動を行うとともに、「かもしれない、もしかしたら」と危険を予測して事故防止を図る「かもしか運動」を市の交通安全のキャッチフレーズとして啓発を図る。

### 1 全国運動

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1)春の全国交通安全運動 | 4月 6日(月)～4月15日(水)   |
| 交通事故死ゼロを目指す日  | 4月10日(金)            |
| (2)秋の全国交通安全運動 | 9月21日(月・祝)～9月30日(水) |
| 交通事故死ゼロを目指す日  | 9月30日(水)            |

### 2 県の運動

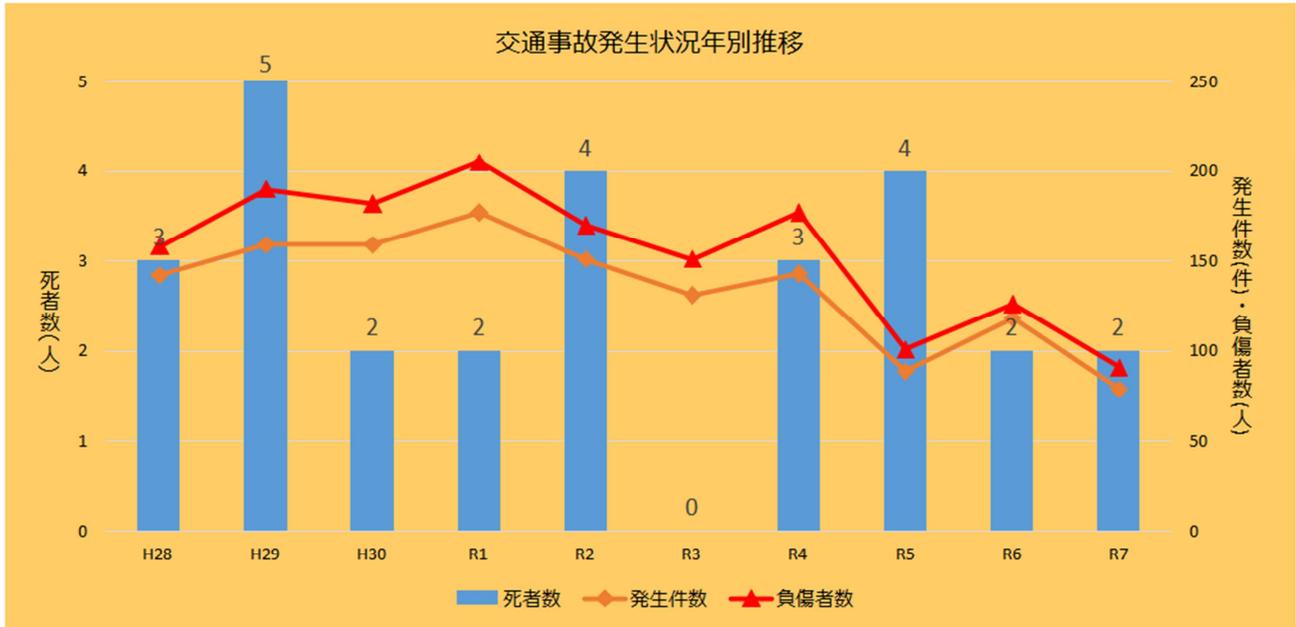
- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| (1)止まって！横断歩道キャンペーン | 4月 1日(水)～令和9年3月31日(水) |
| (2)夏の交通事故防止運動      | 7月22日(水)～ 7月31日(金)    |
| (3)高齢者交通事故防止運動     | 10月 1日(木)～10月31日(土)   |
| (4)冬の交通事故防止運動      | 12月11日(金)～12月20日(日)   |
| (5)交通死亡事故多発警報      | 発令の日から10日間 (詳細は別に定める) |

### 3 その他

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| (1)令和8年度「新発田市自転車用ヘルメット助成事業」 | 4月 1日(水)～令和9年3月31日(水)                                      |
| (2)安全運転・チャレンジ100            | 9月23日(水・祝)～12月31日(木)                                       |
| (3)県民交通安全フェア～交通安全県宣言記念行事～   | 7月22日(水) 新潟テルサ   |
| (4)交通安全指導員出初め式              | 令和9年1月12日(火) 予定  |
| (5)高齢者世帯訪問                  | 未定   |
| (6)通学路合同点検                  | 8月(予定)   |
| (7)シニア安全強化日                 | 4月15日(水)、6月15日(月)、8月14日(金)<br>10月15日(木)、12月15日(火)、2月15日(月) |

## 新発田市内における交通事故発生状況

区分\年別	R3	R4	R5	R6	R7	前年比	
						増減数	増減率
発生件数(件)	131	143	89	118	79	▲39	▲33.1%
死者数(人)	0	3	4	2	2	0	0.0%
負傷者数(人)	151	177	101	126	91	▲35	▲27.8%



## 全国

区分\年別	R3	R4	R5	R6	R7	前年比	
						増減数	増減率
発生件数(件)	305,425	300,839	307,911	290,792	287,236	▲3,556	▲1.2%
死者数(人)	2,636	2,610	2,678	2,663	2,547	▲116	▲4.4%
負傷者数(人)	361,768	356,601	365,027	343,756	338,294	▲5,462	▲1.6%

## 新潟県内

区分\年別	R3	R4	R5	R6	R7	前年比	
						増減数	増減率
発生件数(件)	2,848	2,728	2,721	2,671	2,514	▲157	▲5.9%
死者数(人)	47	61	55	55	55	0	0.0%
負傷者数(人)	3,203	3,123	3,096	3,045	2,824	▲221	▲7.3%

## 新発田警察署管内

※平成28年度からは旧胎内警察署発生分を含む

区分\年別	R3	R4	R5	R6	R7	前年比	
						増減数	増減率
発生件数(件)	191	183	127	152	104	▲48	▲31.6%
死者数(人)	1	5	6	2	4	2	100.0%
負傷者数(人)	221	233	139	165	118	▲47	▲28.5%

## 第1節 交通安全対策

### 1 交通事故防止対策の推進

「交通死亡事故ゼロを目指す、重傷者数を15人以下にする」ことを基本として、発生件数・負傷者数及び死者数のいずれにおいても前年を下回ることを目標に掲げ、次のとおり交通安全対策の重点項目を定め、交通事故の実態に即した対策を講ずることにより、交通事故の未然防止を図ります。

また、対策の実施にあたっては、新発田警察署をはじめとした関係機関・団体が相互に連携しながら推進します。

#### (1) 交通安全教育の推進

安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるように、各年代別の段階的・体系的な交通安全教室を開催するとともに、実践した交通安全教育の効果を検証して、常に効果的な交通安全教育に努めます。

#### (2) 通学路等の安全確保の推進

児童・生徒が安心して安全に登下校できるよう通学路の安全対策として、新発田市交通安全対策会議に設置されている通学路交通安全部会において、交通安全関係機関・団体と連携して通学路の危険箇所を把握するとともに合同点検を実施し、通学路の安全確保に努めます。

また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保のため、道路交通安全環境の整備などを実施するとともに、地域ぐるみで子どもを見守るための対策等を推進します。

#### (3) 高齢者交通安全対策の推進

##### ア 交通安全教室

楽しみながら学ぶことができる参加型の交通安全教室を開催し、レクリエーションや交通事故危険回避のためのゲームなどを取り入れることにより、加齢に伴う身体機能の変化が及ぼす影響の理解を深め、「補償運転」「免許返納支援事業」衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進安全技術を搭載した車（サポカー）なども紹介し、高齢者自らが事故防止に取り組んでもらうよう努めます。

##### イ 世帯訪問活動

高齢者は、「慣れ・過信・油断」により身近な生活道路等での交通事故が多いことから、関係機関と連携しながら直接世帯を訪問し、チラシ等を配布して啓発活動を行います。

また、チラシ等の配布にとどまらず声掛けを行い、より効果的な活動に努め、交通死亡事故が発生した地域や交通量が多く危険性が高い地域を中心に世帯訪問活動を実施します。

#### ウ 交通安全啓発活動

- ① 交通安全指導員が各地域に出向き、高齢者大学や集会など高齢者が多く集まる機会を利用して啓発活動を行います。
- ② 関係機関と連携し、高齢者の利用が多い市内大型店舗の特売日等に交通安全啓発チラシの配布・声かけを行います。
- ③ 関係機関・団体の活動と合せた地域に密着した啓発活動を行います。

#### エ 高齢者等運転免許返納支援事業の推進

認知症や判断能力の低下等が原因とされる高齢ドライバーによる交通事故が全国で多く発生していることから、高齢ドライバーによる運転事故の未然防止対策として、運転免許の返納のきっかけ作りである高齢者等運転免許返納支援事業を継続して実施し、運転に不安のある高齢者等が運転免許を「返納しやすい」環境整備に努めるとともに、広報・啓発活動を行います。

#### オ 補償運転等の推奨

高齢者交通安全教室や高齢者講習会等を通じて、高齢者自らが、夕暮れや夜間の時間帯、悪天候時には運転を控えるなどの補償運転を推奨するとともに、安全運転サポート車（サポカー）などの交通事故防止に繋がるものを紹介します。

### (4) 歩行者及び自転車の安全対策の推進

#### ア 交通安全教室

- ① 幼児から高齢者までの各年齢層に応じた段階的かつ体系的な交通安全教室を行うことにより、正しい道路横断や自転車の歩行者に対する安全の配慮など交通ルール遵守と交通マナーの向上を指導します。
- ② 保育園・こども園などでは、園児に対して楽しく安全確認が行えるよう、ゲーム等を通じて基本的な技術・知識を身に付け、交通安全意識の啓発を図ります。
- ③ 小学校では、学年に応じた教材を活用し、正しい交通ルールと交通マナーの向上を促進するため、児童のみならず家族からも教室への参加を促し、家庭においても、日頃からの交通安全意識の啓発を高めます。

また、小学校4年生には自転車実技指導を行い、自転車の安全な乗り方、交通ルール、交通マナーなど技能・知識の習得に努めます。

- ④ 中学校では、生徒に対して自転車実技指導及び自ら考える「問題解決型」交通安全教室を行い、日常生活における交通安全を振り返り「事故に遭わない・起こさない」知識の習得に努めます。
- ⑤ 高校では、生徒に対して自転車・二輪車の利用者として、交通社会における「義務と責任」を学び、「歩行者等に配慮して、社会人として必要な交通マナー」を身に付けられるような指導に努めます。
- ⑥ 高齢者等では、普段交通安全教育を受ける機会が少ないので、対象者が集まる場所へ出向いて行う出前・出張型の交通安全教室を積極的に行います。

#### イ 自転車の安全利用の推進

- ① 令和8年4月1日の道路交通法の改正により、交通反則通告制度（青切符）が開始されることから、自転車の適正利用、交通ルールの遵守の周知に努めます。

- ② 「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により損害賠償責任保険等の加入が義務化されたことから、損害賠償責任保険等の周知を図ります。

ウ 世帯訪問活動

夜間外出する際は、明るい服装や夜光反射材着用の普及・啓発活動を行います。

エ 広報・啓発活動等

運転者に対して、歩行者及び横断歩道で待機中の歩行者に対して、一時停止や泥はねなどの安全確保に配慮した運転、歩行者に対しては、横断歩道を利用することや信号に従うといった基本的な交通ルールの遵守や「渡るよサイン」の活用などのマナーの向上について理解を深めるため、広報紙やSNSなどの広報媒体を活用するほか、関係期間・団体と連携して街頭指導などで広報・啓発活動を行います。

(5) シートベルトとチャイルドシート着用対策の推進

ア シートベルトの着用対策

全座席シートベルトの着用は、交通安全の基本として各季の交通安全運動や強化月間及び交通安全教室などあらゆる機会を通じて積極的に広報・啓発活動を行い、特に後部座席のシートベルト着用の推進を図ります。

イ チャイルドシートの使用対策

チャイルドシートの使用は保護者の責務として、保育園・こども園等の送迎時において、声掛け指導を行います。

(6) 飲酒運転根絶対策の推進

ア 広報・啓発活動

車だけではなく、自転車も含め、飲酒運転は人生を狂わす重大な犯罪行為であり、各季の交通安全運動、交通安全教室、交通安全推進大会及び広報紙、エフエムしばた、市ホームページなどあらゆる機会を通じて広報・啓発活動を展開し、家庭・職場・地域など社会全体で飲酒運転を許さない社会環境の醸成を図ります。

イ 飲食店訪問活動

飲酒運転は、運転者だけではなく、アルコール類を提供する側にも責任があることから、関係機関・団体と連携して繁華街等の飲食店訪問を実施し、車両での来店有無の確認やタクシー・運転代行業者の手配等を行うことによる飲酒運転の防止活動を推進します。

また、自動車で飲食店に行き飲酒する場合、酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が運転して飲酒した人を自宅まで送り届ける「ハンドルキーパー運動」を推進します。

(7) 自転車ヘルメットの着用の推進

令和5年4月1日の道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されました。令和6年4月1日から「新発田市自転車用ヘルメット購入助成事業」を開始し、新発田の宝である18歳以下の子どもの生命を守るため、ヘルメットの着用率の向上と事故による被害の軽減を目指すとともに、交通安全教育等の

あらゆる機会を通じて、ヘルメット着用に向けた広報・啓発活動を行います。

#### (8) 交通ルールの遵守とマナー向上対策の推進

##### ア 指導・広報・啓発活動

市民一人ひとりが高い意識を持ち、安全行動を取ることができるよう各季の交通安全運動、交通安全教室、交通安全推進大会及び広報紙、エフエムしばた、市ホームページ、SNSなどあらゆる機会を通じて積極的な指導・広報・啓発活動を展開し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの定着化を図ります。

また、歩行中や自転車及び自動車等運転中のスマートフォン等の操作いわゆる「ながらスマホ」や異常な接近や急激なブレーキング等による危険運転いわゆる「あおり運転」は非常に危険であり、大きな社会問題となっていることから、新発田警察署及び交通安全関係機関・団体等と連携して広報・啓発活動を推進します。

##### イ 正しい交通マナーの実践

交通安全関係者はもとより、新発田警察署、学校及び市職員並びに関係公共機関及び安全管理者選任事業所などの職員が率先して、市民に思いやりのある正しい交通マナーを実践するとともに、横断歩行者に対しては、交通ルールに基づき優先的に横断させるなど、市内全体の交通マナーアップを図ります。

#### (9) 交差点における交通事故防止対策の推進

市内における交差点事故は、交通事故発生件数全体の半数以上を占めていることから、車両通行環境に応じて、カーブミラーなどの交通安全施設の整備に努めます。

また、交差点の車両通行環境に応じた危険防止のための警戒標識や警告看板などを設置して交通事故防止に努めます。

#### (10) 夕暮れ時の早めのライト点灯運動の推進

秋から冬にかけては日没が早まり、夕方薄暮時に自動車の視認性の低さから横断歩行者や自転車利用者等が被害者となる重大事故が多発する傾向があることから、自動車・自転車運転者に対し夕暮れ時の早めのライト点灯やライトの上向き・下向きのこまめな切り替えによる安全運転を促すなど、「夕暮れ時の早めのライト点灯運動」を積極的に取り組み交通事故の防止を図ります。

## 第2節 道路交通環境の整備

### 1 主要幹線道路の整備

高速交通体系の整備や関係アクセス道路の整備により、市内を中心に道路交通環境が大きく変化しています。

このような状況の中で、交通事故の発生を抑制するため、歩行者、自転車、自動車等が安心して安全に走行できるよう道路改良を行うとともに、区画線・路面標示・カーブミラー・歩道等の施設整備を行い、交通事故の発生しにくい道路環境の整備を推進します。

また、高齢者など誰もが移動しやすい歩行空間の整備を推進します。

### 2 自転車利用環境の整備

手軽な交通手段として自転車の利用が増加する一方、自転車乗用中の交通事故が依然として発生していることから、自転車にやさしい利用環境の整備に努めます。

#### (1) 自転車歩行者道の整備

自転車が安全かつ円滑に利用できる自転車歩行者道を整備し、自転車利用環境の整備に努めます。

#### (2) 放置自転車等対策事業の推進

公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と良好な都市環境の形成を推進するため、新発田駅を中心に概ね半径200m以内の道路上（民地を除く）を放置自転車等禁止区域に指定し、区域内に放置している自転車等の警告・撤去を行い、道路交通の円滑化と良好な生活環境の確保を図ります。

#### (3) マナー・モラル向上の指導及び教育の拡充

中・高校生の自転車乗用中のマナー向上を図るため、新発田警察署をはじめ関係機関・団体並びに市内各学校と連携を図りながら、中・高校生の交通ルール遵守について指導・強化を推進します。

#### (4) 駅前自転車等駐車場の利便性向上

市民の良好な生活環境と自転車等利用者の利便性の向上を図るため、長期間放置している自転車等の警告、撤去を行い、自転車等駐車場の適正利用と利便性の向上に努めます。

### 3 交通安全施設の整備

交通安全施設は、道路管理者がそれぞれの計画に基づき整備を図っていますが、引き続き交通事故の多発している道路、その他交通の安全を確保する必要がある道路の交通安全施設等、その設置効果を最大限に発揮させるよう各道路管理者は、次のとおり整備を実施します。

#### (1) 新潟国道事務所新発田維持出張所

事業名	事業量	路線名	設置箇所
区画線補修	未定	一般国道7号	新発田市内 (奥山新保～下坂町)

#### (2) 新発田地域振興局地域整備部

事業名	事業量	路線名	設置箇所
歩道及び 歩道橋設置	歩道 L=140m (内、歩道橋N=1橋)	一般国道290号	横山
区画線補修	外側線 L=35,000m 中央線 L=6,000m	一般国道290号 他	管内一円

#### (3) 新発田市地域整備課

事業名	事業量	路線名	設置箇所
区画線補修	未定	市内一円	市内一円
視覚障がい者誘導用 ブロック設置	L=730m	寺町線 舟入20号線	中央町2丁目 舟入町3丁目

### 4 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止するとともに、車両交通の安全かつ円滑化、歩行者及び自転車利用者の安全保持など良好な交通環境の整備、交通流・量の状況等、地域の実態に応じた効果的な交通規制を新発田警察署に要請します。

また、交通信号機、横断歩道、一時停止等については、今後とも交通事故多発地点を重点に地域からの要望・意見を踏まえ新発田警察署に上申して、適正な設置を推進するとともに交通事故の防止及び交通の円滑化を図ります。

### 5 交通環境の整備

#### (1) 道路使用の適正化

##### ア 道路使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可にあたっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、原則として抑制する方針のも

と適正な運用を行います。

また、道路使用許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を図るとともに、地下埋設物の管理について指導を強化します。

イ 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件等については、指導・取締りにより排除を行うとともに、沿道住民等に対して、不法占拠等の防止を図るための啓発活動を積極的に行います。

ウ 計画的な占用工事等の施工

道路の掘り返しを伴う占用工事等については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するため、極力これを抑制するとともに、計画的な占用工事等の施工について合理的な調整を図ります。

(2) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路構造の保全と交通の危険を防止するため、道路の損壊、異常気象等により交通に危険が認められる場合、及び道路に関する工事のため「やむを得ない」と認められる場合には、道路法に基づき迅速かつ的確に通行の禁止、又は制限を行います。

## 6 通学路等の安全確保

新発田市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路交通安全部会が市、市教育委員会、学校、保護者、道路管理者、新発田警察署等の関係機関と連携して合同点検を実施し、危険箇所について関係機関等は必要に応じて所要の対策を講じるよう働きかけます。

これに加え、未就学児が移動する経路の危険箇所の把握に努め、道路交通の実態に応じた必要な対策を推進します。

### 第3節 交通安全思想の普及啓発

#### 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通事故は、交通安全意識とモラルの低下が大きく影響していることから、交通安全教育の実施にあたっては、モラルの向上を最重点とし、自他の生命尊重の理念のもとに、家庭、地域、学校、職場等において、交通安全意識と交通マナーを身に付けるため、幼児から高齢者まで各年代層に応じた段階的かつ体系的に交通安全教育を推進します。

市及び市民、関係機関・団体等が一体となった交通安全教育を推進し、計画段階から地域住民の参加促進を図り、広く交通安全教室を開催します。

また、教育機関や自治会等の交通安全教室の開催にあたっては、市及び関係機関・団体が積極的に地域の会場に出向き、参加型の交通安全教室の開催に努めます。

##### (1) 幼児に対する交通安全教育

心身の発達段階に応じて、身近な日常生活における交通ルールを理解させ、進んで交通ルールを守る習慣や態度、さらに安全に道路を通行するための基本的な知識が身に付くよう、分かりやすい交通安全教室を実施します。(歩行訓練、交通安全ゲーム、交通安全DVD、紙芝居、寸劇、体操等)

##### (2) 小学生に対する交通安全教育

歩行者及び自転車の利用者として必要な知識を習得させるとともに、道路交通の状況に応じて安全に通行するため、危険を予測しこれを回避して安全に通行する意識と能力が高まるよう交通安全教室を実施します。

小学校1年生を対象とした交通安全教室では、「3つのおやくそく」カードを配布し、小学校4年生を対象とした自転車教室では、「ルールを守って自転車に乗りま証」(受講証)を交付するなど交通安全意識の高揚を図ります。(1・2年生は歩行訓練・視聴覚教材等、3年生は、講話、視聴覚教材を中心とした「はじめての自転車教室」、4～6年生 自転車実技、視聴覚教材、講話、問題解決型グループワーク等)

##### (3) 中学生に対する交通安全教育

通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、社会的責任を果たすことの重要性が理解できるよう交通安全教室を実施します。(自転車実技、視聴覚教材、講話、問題解決型グループワーク等)

##### (4) 高校生に対する交通安全教育

自転車、バイク、自動車等の運転者として、生徒の実態や地域の実情に応じて歩行者の安全確保に配慮するなど安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、交通ルールを遵守し正しい交通マナーや駐輪場の正しい利用を実践するよう交通安全教室を実施します。(講話、視聴覚教材等)

## (5) 地域・職場等における交通安全教育

### ア 講習会の実施

各地域・職場において、交通安全教室や安全運転を具体的に指導する実践的・体験的な講習会の開催に努め、歩行者及び自転車利用者に対する安全の配慮など交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。

また、シートベルト（特に後部座席）とチャイルドシートの着用を徹底するとともに、飲酒運転や著しい速度超過など死亡事故に直結するおそれの高い悪質・危険な運転や迷惑性の高い駐車違反防止の徹底を図ります。

### イ 関係団体の主体的活動の推進

新発田地区交通安全協会、新発田市交通安全母の会など関係団体の活動に対して、主体的活動の推進が図られるように積極的な協力や依頼を行います。

また、それらの活動を通じて交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通安全意識の高揚を図ります。

## (6) 高齢者に対する交通安全教育

楽しみながら学ぶことができる寸劇やゲームを取り入れた交通安全教育や加齢に伴う身体機能の変化などを体験する参加・実践型の交通安全教育、サポカーや高齢者等免許返納支援事業などの自己や他人を事故から守る講話などを実施します。

特に交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に世帯訪問やいきいきサロン訪問による個別指導を推進するとともに、老人クラブ連合会・高齢者大学、各地区老人クラブ等の活動と連携した指導に努めます。

## 2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

### (1) 交通安全運動の推進

交通安全運動は、市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるための市民運動を関係機関・団体等と一体となって組織的かつ継続的に展開します。

#### ア 効果的な交通安全運動の推進

交通事故の発生実態、市民の要望・意見等を計画に反映させ、真に交通事故の防止に効果の上がる運動が推進されるよう配慮します。

#### イ 交通安全運動の重点

交通安全運動の重点としては、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、シートベルトとチャイルドシート着用の徹底、交通ルールの遵守とマナーの向上、交差点における交通事故防止、子どもの交通事故防止、夜間（特に薄暮時）における交通安全、自転車のヘルメット着用・安全利用の促進など、市内の交通情勢に即した事項を設定します。

#### ウ 市民参加型の交通安全運動

交通安全運動の実施にあたっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動の重点等について広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。

## (2) 交通安全に関する広報の推進

### ア 効果的な広報活動の推進

市民の交通安全への関心と意識を高めるため、関係機関・団体等と連携し、家庭、学校、地域等に対して、交通事故の実態を踏まえた効果的かつ日常生活に密着した内容の広報活動を行います。

### イ 街頭指導及び広報車等による広報の推進

春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動期間中は、新発田警察署、新発田地区交通安全協会、新発田市交通安全母の会などの関係機関・団体と連携し、主要な交差点等において一斉街頭啓発活動を推進するほか、のぼり旗の設置、市の交通安全指導車などによる巡回、エフエムしばたによる告知等により市内一円の事故防止広報を推進します。

### ウ 交通安全指導所による広報

秋の全国交通安全運動を中心に交通安全指導所を設置し、運転者に対して飲酒・無謀・過労運転の防止、全座席のシートベルトとチャイルドシートの着用、高齢者事故防止などの広報啓発活動を行います。

## (3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

現在組織されている団体等が行う交通安全対策事業及び諸活動に対して、援助や交通安全に必要な資料・資材の提供を行い、その主体的な活動を促進します。

## (4) 各機関・団体等における主な交通安全活動計画の内容

実施機関	新発田地区交通安全協会
<p>●<b>高齢者の交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「いきいきクラブ・チャレンジ100」 参加者の拡大と参加チームの掘起こし活動の推進を図る。</li><li>・夜光反射材活用の推進 講習会等の開催時・運転免許更新時等の際に夜光反射材を配布し、活用の推進を図る。</li><li>・交通安全教育の推進 参加型・体験型等の実効ある交通安全教育を推進し、交通安全に対しての「意識付け」を図る。</li></ul> <p>●<b>子どもの交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通学路における危険個所の把握 各支部において危険個所を把握し、問題点の改善を図る。</li><li>・通学児童対策 各運動期間等において、通学児童に対する「見守り活動」・「声かけ活動」を推進し、交差点等の危険個所において交通誘導を実施し、通学路における通学児童の安全確保を図る。</li></ul> <p>●<b>歩行者の安全確保に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・横断歩道横断時の対策 「渡るよサイン」等を活用し、車両運転者に対して横断の意思表示を図る。</li></ul>	

- ・交通マナー向上対策

家庭・地域等と連携し、交通ルールの遵守とマナー向上方策の推進を図る。

- ・意識付け対策

交通事故防止に対する「意識付け」の推進を図る。

#### ●自転車の安全対策の推進に関する対策

- ・自転車の安全利用対策

家庭・学校等と連携し、自転車利用時の交通マナー向上対策を図る。

- ・交通反則通告制度

自転車利用者の悪質・危険な運転行為に対する交通反則通告制度の周知徹底を図る。

- ・ヘルメット着用の推進

自転車が関与する事故が多発していることから、ヘルメット着用の推進を図る。

#### ●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策

- ・全座席でのシートベルト(特に後部座席)とチャイルドシートの推進を図る。

- ・チャイルドシート貸出事業の推進を図る。

#### ●飲酒運転の根絶に関する対策

- ・飲酒運転の結果の重大性・違法性等について啓発活動の推進を図る。

- ・飲酒運転による事故・違反実態「車両提供罪」・「同乗罪」・「酒類提供罪」等の共犯関係について広報の強化を図る。

- ・飲酒運転根絶意識の醸成を図る。

#### ○市の交通安全対策との連携

- ・各運動期間中における交通指導所の開催。

- ・交通死亡事故発生時における緊急対策の推進。

#### ○その他の交通安全活動計画

- ・令和9年度、新入学児童に対する「ランドセルカバー」等の配布。

- ・地域、事業所等に対する「出前講話」の開催。

実施機関	新発田警察署
------	--------

#### ●高齢者の交通事故防止に関する対策

- ・年間を通じ高齢者が参加する集会等に赴き交通安全教室を開催して、高齢者の交通事故防止の意識を醸成する。

- ・各季の運動期間はもとより、通常の警察活動を通じた高齢者の世帯訪問を推進し、高齢者及び家族等に対して交通事故による被害防止、加害事故防止の意識を醸成する。

- ・シニア安全強化日に広報啓発チラシ等を活用して、日頃の交通手段に応じた注意喚起を行うとともに、夜光反射材の配布・直接貼付を行う。

#### ●子どもの交通事故防止に関する対策

- ・通学路における交通指導取締りを実施する。

- ・登下校時間帯を重点に、赤ランプを点灯したパトカーによる巡回や交差点での監視活動を推進する。

- ・通学路における子どもの安全確保のため、交通安全施設を整備・充実させる。

### ●歩行者の安全確保に関する対策

- ・横断歩行者等妨害等の交通指導取締りを実施する。
- ・事業所等での交通安全講習を活用し、横断歩道での歩行者優先に関する意識の醸成に努める。

### ●自転車の安全対策の推進に関する対策

- ・自転車利用者に対する反則通告制度の適用を踏まえ、自転車安全月間等において、自転車利用者に対するルールの周知等、安全確保に向けた広報を実施する。
- ・小、中学校においては自転車安全教室、高校においては自転車マナーアップ講習を実施し、自転車利用時の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。
- ・自転車利用者に対して、交通指導取締りを実施するとともに、ヘルメットの着用について広報を実施する。

### ●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策

- ・シートベルトとチャイルドシートの交通指導取締りを実施する。
- ・各季の運動期間における街頭での広報啓発活動や、幼稚園・保育園での保護者に対する指導・広報を推進する。
- ・事業所等での交通安全講習において、シートベルト着用の重要性を広報し、後部座席を含めた着用意識の醸成に努める。

### ●飲酒運転の根絶に関する対策

- ・自転車を含めた飲酒運転取締りを強化する。
- ・事業所等での交通安全講習会において、飲酒運転の危険性等について広報し、飲酒運転根絶に対する意識の醸成に努める。
- ・飲酒運転の増加が予想される時期に、関係機関・団体と連携して飲食店訪問を実施する等「飲酒運転をさせない」環境の確立に向けた飲酒周辺者対策を実施する。

### ○市の交通安全対策との連携

- ・各季運動期間中における交通安全活動の実施。
- ・通学路の合同点検の実施。
- ・高齢者世帯訪問による広報活動の実施。
- ・交通安全教室の実施。

### ○その他の交通安全活動計画

- ・交通事故多発路線、事故多発エリアを重点とした、交通事故の発生実態に基づく交通指導取締りを推進する。
- ・交差点関連違反や横断歩行者妨害等、重大事故に直結する危険性の高い違反の交通指導取締りを推進する。
- ・道路管理者と連携して、地域の交通実態に即した交通安全設備の点検・整備に努める。

実施機関	新発田地域広域事務組合消防本部・新発田消防署
------	------------------------

### ●高齢者の交通事故防止に関する対策

- ・高齢者に配慮した安全運転意識の徹底に努める。

### ●子どもの交通事故防止に関する対策

- ・子どもが交通事故の犠牲者にならないように、子どもに対して十分配慮した運転を心がけるよう周知するとともに、子どもが移動する経路の危険個所を把握し安全を見守る。

●歩行者及び自転車の安全確保に関する対策

- ・緊急走行時のみならず、通常走行時においても、ドライバー任せにならないよう乗車しているすべての職員の目によって安全を確認し、道路横断者の有無や右左折時の巻き込み事故等の防止に努める。

●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策

- ・毎月2回の運転免許証確認時に、交通違反者撲滅と交通事故防止意識の高揚を推進する。

●飲酒運転の根絶に関する対策

- ・職員向け広報紙を通し、交通安全、交通マナーの向上、飲酒運転撲滅の意識高揚を図る。
- ・安全運転管理者による出勤時と退勤時の酒気帯びの有無の確認の履行。

○市の交通安全対策との連携

- ・市の交通安全対策基本方針をもとに、市民の模範となるよう交通安全に努める。

○その他の交通安全活動計画

- ・「安全運転チャレンジ100」への参加による無事故無違反への取組を強化する。
- ・新潟県自動車練習所のコースを借用し、大型車・中型車の走行訓練を実施する。
- ・朝のミーティング時に各所属長が職員に対して安全運転・交通事故防止の徹底を周知する。
- ・職場内において新発田地区交通安全協会による交通事故防止、飲酒運転根絶等の文書を適宜配布し交通安全意識の向上に努める。

実施機関	新発田市自治会連合会
<p>●高齢者の交通事故防止に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講演会において、交通安全チラシを配布し交通安全を呼びかける。</li> <li>・会議等において、交通安全への呼びかけを実施。</li> </ul> <p>●子どもの交通事故防止に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当会の役員会・理事会を通じて新発田市交通安全対策基本方針を全17地区組織に周知し、交通安全の推進を図る。</li> <li>・役員会にて各地区町内会での登下校時間帯の見守り活動の更なる推進を図る。</li> </ul> <p>●歩行者の安全確保に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当会の役員会・理事会を通じて新発田市交通安全対策基本方針を全17地区組織に周知し、交通安全の推進を図る。</li> <li>・役員会にて各地区町内会での登下校時間帯の見守り活動の更なる推進を図る。</li> </ul> <p>●自転車の安全対策の推進に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通ルールの遵守、交通反則金に該当する行為の禁止（マナー向上の呼びかけ）により交通事故防止に努める。</li> <li>・会議等の集会時、自転車ヘルメット着用の重要性や飲酒時乗車不可について繰り返し注意喚起する。</li> </ul> <p>●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当会の役員会、理事会を通じて、繰り返し注意喚起を行い、完全徹底を図る。</li> </ul>	

**●飲酒運転の根絶に関する対策**

- ・「安全・安心フェスティバル」に参加し、飲酒運転根絶を推進する。
- ・運転手、同乗車のモラル向上を図り、飲酒運転根絶を呼びかける。

**○市の交通安全対策との連携**

- ・役員会にて安全・安心フェスティバルへの参加協力の推進を図る。
- ・各種交通安全事業への参加協力。

実施機関

新発田市老人クラブ連合会

**●高齢者の交通事故防止に関する対策**

- ・市老連事業や会議等において、交通安全への呼びかけを実施。反射材の配布。
- ・運転免許証返納による移動手段の問題について配慮し、地域で参加できる活動を増やすなど対策する。
- ・《安協》シルバードライビングスクールや、《新潟県》県民交通安全フェアへの参加。
- ・各単位老人クラブで交通安全教室・講話を開催し、交通事故防止に努める。

**●子どもの交通事故防止に関する対策**

- ・登下校時間帯の見守り活動の実施。
- ・歩道等の危険個所について、関係機関に整備を働きかける。

**●歩行者の安全確保に関する対策**

- ・交通ルールの遵守、マナー向上の呼びかけ、反射材の活用により交通事故防止に努める。
- ・会議等の集会時、「横断前の左右確認」「信号の早めの渡りはじめ」「スマホ歩き防止」を呼びかける。
- ・転倒防止・歩行速度の維持により交通事故誘発原因をつくらぬよう、体力維持に努める。

**●自転車の安全対策の推進に関する対策**

- ・自転車事故防止のため、ヘルメット着用と、反射材・ライトの活用を呼びかける。
- ・自転車利用者に対し、交通ルール遵守（左側通行・一時停止・夜間ライト点灯）の啓発を回覧板や会報で実施する。

**●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策**

- ・各種案内配布時や、会議等で繰り返し注意喚起を行い、着用徹底を図る。

**●飲酒運転の根絶に関する対策**

- ・飲酒運転の危険性と罰則について、回覧板や会報を通じて地域住民へ周知を行う。
- ・会の行事、懇親会において「飲酒運転ゼロ宣言」を徹底し、飲酒後の運転禁止を呼びかける。

**○市の交通安全対策との連携**

- ・各単位老人クラブ、地区協議会の集まりで交通安全に関する内容を取り入れる。
- ・各季交通安全運動期間中における街頭指導所開設に伴う協力。
- ・県民交通安全フェアへの参加。
- ・各種交通安全事業への参加協力。

**○その他の交通安全活動計画**

- ・いきいきクラブ・チャレンジ100への参加と無事故無違反の推進に努める。

実施機関	新発田市交通安全母の会
<p>●<b>高齢者の交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、各季交通安全運動期間中における大型店舗でのチラシ配布を行い、基本的な交通ルールの遵守、渡るよサインの活用などの交通安全啓発を行う。</li> <li>・世帯訪問を行い、チラシ・夜光反射材等を配布して交通事故防止を図る。</li> </ul> <p>●<b>子どもの交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育園等、小・中学校での交通安全教室への参加・協力をする。</li> </ul> <p>●<b>歩行者の安全確保に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、各季交通安全運動期間中における大型店舗でのチラシ配布、世帯訪問などを行い、反射材の着用、渡るよサインの活用、交通ルールの遵守などの交通安全啓発を行う。</li> </ul> <p>●<b>自転車の安全対策の推進に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、各季交通安全運動期間中における大型店舗でのチラシ配布や自転車ヘルメット着用、交通反則通告制度（青切符）の周知などの交通安全啓発を行う。</li> </ul> <p>●<b>シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、認定こども園、乳児園において、お迎え時にシートベルト・チャイルドシート着用の周知・徹底を図る。</li> </ul> <p>●<b>飲酒運転の根絶に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬の交通事故防止運動の一環として、市が主催する飲酒運転根絶呼びかけ活動に参加し、飲酒運転根絶を図る。</li> </ul> <p>○<b>市の交通安全対策との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催の交通安全事業への協力。（交通安全街頭指導、交通安全指導所、飲食店訪問など）</li> <li>・新発田警察署・新発田地区交通安全協会主催事業、関係機関への協力。</li> <li>・広報しばたなどを活用した交通安全啓発活動と母の会への加入促進。</li> </ul> <p>○<b>その他の交通安全活動計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権フェスティバルでの交通安全母の会コーナーの設置。</li> <li>・交通安全母の会だよりを発行し、市内全域に回覧を行い、交通安全の啓発を図る。</li> </ul>	

実施機関	新発田市交通安全指導員
<p>●<b>高齢者の交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の老人クラブや自治会・町内会等において、参加・体験型の交通安全教室を開催し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。また、ゲームや体操等を通して、加齢に伴う判断力や反射神経等の身体機能の変化が及ぼす影響について理解してもらう。</li> <li>・補償運転を推奨し、サポカー等の安全装置の周知を図り、交通事故防止に努める。</li> <li>・夜間の交通事故防止に効果がある「夜光反射材」の普及・促進に努める。</li> <li>・運転の不安を感じている方に対して、交通安全教室等を通じて「高齢者等運転免許返納支援制度」の周知を図り、交通事故の未然防止に努める。</li> </ul> <p>●<b>子どもの交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢層に応じた交通安全教育の充実        保育園・認定こども園、小中学校、高校、児童クラブや地域子ども会等において実施する</li> </ul>	

交通安全教室を通じて、基本的な交通安全ルールの遵守と交通マナーの実践を習得させ、日常生活において必要な技能及び知識を各年齢層に応じて、園・学校等及び関係機関・団体と連携した交通安全教育に努める。

・通学路の安全確保

市の通学路交通安全プログラムに基づき、児童生徒が安全で安心して通学できるように通学路の危険箇所等の把握に努める。また、交通安全教室において、通学路等の身近な危険箇所について注意喚起を行い、交通事故防止に努める。

●歩行者の安全確保に関する対策

- ・各年齢層に応じた参加型の交通安全教育を実施し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図り、交通事故防止に努める。
- ・交通安全運動期間中における街頭指導・広報巡回活動を通じて交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。

●自転車の安全対策の推進に関する対策

- ・4月1日から施行される青切符での取り締まり（交通反則通告制度）導入の周知を図り、自転車教室等を通じて、なお一層自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上に努める。
- ・自転車用ヘルメット着用による被害軽減効果について理解を図り、ヘルメット着用を促進する。
- ・万が一の事故・ケガに対応するため、損害賠償責任保険等への加入義務を周知する。

●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策

- ・保育園・認定こども園、小中学校等を通じて、幼児、児童、生徒及びその保護者等に対して、シートベルト全席着用とチャイルドシートの正しい着用など被害軽減効果の周知を図る。

●飲酒運転の根絶に関する対策

- ・各季交通安全運動において、飲酒運転の根絶を呼びかけるとともに、交通安全教室等を通じて、飲酒運転の危険性や飲酒事故の実態を周知し、規範意識の確立に努める。

○市の交通安全対策との連携

- ・交通安全祈願祭及び各季交通安全運動出発式への参加。
- ・交通安全運動期間中における街頭での啓発活動及び大型店舗での街頭指導。
- ・市主催の各種イベントにおける交通整理、誘導。

○その他の交通安全活動計画

- ・新発田警察署及び新発田地区交通安全協会が主催する交通安全事業への参加。

実施機関

社会福祉法人のぞみの家福祉会

●高齢者の交通事故防止に関する対策

- ・施設利用者（高齢の障がい者）に対して、交通ルール・マナーの指導・教育に努める。
- ・施設利用者（高齢の障がい者）に対して、明るい服装や夜光反射材等の活用を推奨する。
- ・職員に対して、車両運転時の高齢者保護意識の醸成を図り交通安全教育に努める。

●子どもの交通事故防止に関する対策

- ・施設利用者（障がい者）・職員に対して、通学路はもとより登下校中の児童・生徒に対する徐

行保護運転実施等、安全確保を図る教育に努める。

- ・保護者へも情報を提供し交通安全に努める。

#### ●歩行者の安全確保に関する対策

- ・施設利用者（障がい者）・職員に対して、歩行時の通行留意事項の指導・教育に努める。
- ・施設利用者（障がい者）・職員に対して、自転車運転時の正しい通行方法の周知を図る。
- ・施設利用者（障がい者）・職員に対して、明るい服装や夜光反射材等の活用を推奨する。
- ・施設利用者（障がい者）・職員に対して、横断歩道における歩行者最優先の意識の醸成を図り交通教育に努める。

#### ●自転車の安全対策の推進に関する対策

- ・自転車の乗車中における交通事故の抑止に向けて、家庭、学校等と連携し、交通マナーの向上などについての指導・広報・啓発活動を一層推進し、交通安全意識の高揚を図る。
- ・令和8年4月から16歳以上が悪質・危険な運転の場合は、交通反則通告制度の対象になったことから、車両としての交通ルールの遵守について意識の啓発を図る。
- ・自転車で被害者となった場合、致命傷を負わないためにも、自転車用ヘルメット着用の重要性について、啓発を行い、ヘルメットの着用促進を図る。

#### ●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策

- ・施設利用者（障がい者）・職員に対して、後部座席を含め全座席においてシートベルト着用の教育指導を図る。
- ・職員に対して、利用者（障がい者）の送迎時における確実なベルトロックの周知徹底を図る。

#### ●飲酒運転の根絶に関する対策

- ・施設利用者（障がい者）・職員に対して、飲酒運転の危険性・責任の重大性を周知し、職場や家族から飲酒運転の根絶を図る。

#### ○市の交通安全対策との連携

- ・各季実施の交通安全運動期間中においては、更なる周知と運動参加に努める。

#### ○その他の交通安全活動計画

- ・運転前の車両点検の徹底を図る。また、送迎運行時は常時ライトの点灯により存在を明らかにし交通事故の未然防止に努める。
- ・各施設安全運転管理者による交通安全指導並びに車両整備を励行して、交通安全の向上に努める。また、送迎運転員を対象とした安全運転技能向上の研修会を実施する。
- ・新発田地区交通安全協会等の指導・協力を得ながら、法人行事活動を利用して、法人全体での勉強会を実施し交通安全教育の推進を図る。

実施機関	新発田市少年補導委員会
------	-------------

#### ●子どもの交通事故防止に関する対策

- ・青色回転灯を付けた指導車で市内を巡回する際は、交通安全を呼びかけ交通事故の未然防止に努める。

#### ●歩行者の安全確保に関する対策

- ・上記と同様に、青色回転灯を付けた指導車で市内を巡回する際は、交通安全を呼びかけ交通事

故の未然防止に努める。

### ●自転車の安全対策の推進に関する対策

- ・上記と同様に、青色回転灯を付けた指導車で市内を巡回する際は、自転車の二人乗り、傘さし運転等のマナー違反者やヘルメット未着用の自転車運転者に対し、注意・指導を行い交通事故の未然防止に努める。

### ○市の交通安全対策との連携

- ・新発田市交通安全対策会議で決定した事業に協力し、新発田市における交通安全対策の充実・強化に努める。

### ○その他の交通安全活動計画

- ・巡回回数：令和8年4月～令和9年3月（予定）・・・月11日～15日実施。

実施機関	新発田市小中学校PTA連合会
------	----------------

### ●子どもの交通事故防止に関する対策

《児童への交通安全指導》

- ・教職員による交通安全期間中の街頭指導を必要に応じて実施する。
- ・休日、祝日、長期休業前の交通安全指導を実施する。
  - (1) 全校朝会、地域子ども会、学級での指導。
  - (2) 学校便り、生活指導便り、安全パンフレット等による啓発活動。
- ・自転車の運転技能向上と運転マナー指導を徹底する。
  - (1) 自転車安全教室等の安全教育を実施する。
  - (2) 夜間、降雪期（路面や歩道に雪のある場合）の乗車禁止等の校区内ルールの徹底を図る。
  - (3) 児童及び保護者に乗車時ヘルメット着用の啓発を行う。
- ・教職員、PTA、地域ボランティアによる登下校時パトロールと指導を実施する。
- ・スケートボード、キックボード、キャスターボードなど、子どもたちが持っている用具の扱いや、道路では使用しないことの指導を徹底する。
- ・学区通学路・公園等の安全点検と安全確認を実施する。
  - (1) PTA、地域との連携による安全マップの作成・見直しを行う。
  - (2) こども110番の家の設置依頼・確認をする。
  - (3) 新1年生に対する安全歩行指導と下校指導を行う。
- ・交通安全にかかわる作文、標語、ポスターコンクール等へ参加を促す。
  - (1) 安全についての啓発と意識の向上を図る。

### ●歩行者の安全確保に関する対策

《児童への交通安全指導》

- ・春、秋の交通安全運動と連動した交通安全指導を実施する。
- ・雪道の歩行について、安全確保に努めるよう指導する。

《教職員への交通安全指導》

- ・非違行為撲滅への意識改革を図る。
  - (1) 一時停止違反、速度超過違反等の根絶を主眼とした校内研修会を実施する。

(2) 横断歩道の歩行者優先のマナー向上指導を実施する。

●自転車の安全対策の推進に関する対策

《児童への交通安全指導》

- ・交通安全教室における低学年の歩行指導、4年生の自転車指導を実施する。

●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策

《児童への交通安全指導》

- ・通学バス、校外学習時のバス利用時におけるシートベルトの着用指導を実施する。

《教職員への交通安全指導》

- ・管理職によるシートベルト着用指導を実施する。

●飲酒運転の根絶に関する対策

《教職員への交通安全指導》

- ・非違行為根絶への意識改革を図る。
  - (1) 飲酒、酒気帯び運転の根絶を主眼とした研修を実施する。
  - (2) 管理職による飲酒の翌日の運転への注意喚起を行う。
  - (3) 飲酒の在り方や「懇親会」の在り方も含めての改善を図る。

○市の交通安全対策との連携

- ・春、秋の交通安全運動と連動した交通安全指導を実施する。
- ・交通安全指導員と連携した自転車安全教室等を開催する。
- ・通学路安全合同点検を実施する。

○その他の交通安全活動計画

- ・近隣の交通事故情報等について、必要に応じて児童に注意喚起や指導を行う。
- ・定例の校長会での交通事故防止に関わる情報交換を随時行う。

実施機関	新発田商工会議所
<p>●高齢者の交通事故防止に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者への配慮、交通ルールの徹底について、毎週朝礼において職員へ注意喚起を継続し行う。特に、自転車の高齢者、横断歩道付近の高齢者、高齢者が加害者・被害者となる事故防止が大きな課題となっていることも併せて、注意するよう周知する。</li></ul> <p>●子どもの交通事故防止に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・交通ルールの徹底について、毎週朝礼において職員へ注意喚起を継続し行う。特に、子どもを見かけた場合は細心の注意を払うこと、登下校の児童・生徒には気配りなどを行うよう、周知する。</li></ul> <p>●歩行者の安全確保に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・歩行者及び自転車の安全確保について、毎週朝礼において職員へ注意喚起を継続する中で、横断歩道は、歩行者優先であることを徹底するように、特に促す。</li><li>・毎月配布の会員情報誌に「横断歩道は歩行者が優先」・「自転車も自動車と同じ車両」・「シートベルトを徹底しよう」・「飲酒運転は重大な犯罪」を継続し掲載、会員事業所への啓発を行う。</li></ul>	

●自転車の安全対策の推進に関する対策

- ・令和8年（2026年）4月からの「自転車青切符（交通反則通告制度）」導入について、反則金制度の内容等を職員及び会員企業へ周知し、啓発活動に努める。

●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策

- ・シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底について、毎週朝礼において職員へ注意喚起を継続する中で、毎月配布の会員情報誌に「シートベルトを徹底しよう」・「飲酒運転は重大な犯罪」・「横断歩道は歩行者が優先」・「自転車も自動車と同じ車両」を継続し掲載、会員事業所への啓発を行う。

●飲酒運転の根絶に関する対策

- ・毎月配布の会員情報誌に「飲酒運転は重大な犯罪」・「横断歩道は歩行者が優先」・「自転車も自動車と同じ車両」・「シートベルトを徹底しよう」を継続し掲載、会員事業所への啓発を行う。

○市の交通安全対策との連携

- ・市担当課と連携し、市内会員事業所への定期的な周知活動を予定し実施する。

○その他の交通安全活動計画

- ・昨年同様、エフエムしばた「交通安全キャンペーン黄色い帽子交通安全スポット」「STOP！交通事故 交通安全特別スポット」を活用し、子どもの交通事故防止、飲酒運転根絶の呼び掛けを行う。

実施機関	新発田市建設業協会
------	-----------

●高齢者の交通事故防止に関する対策

- ・高齢者の特性を十分認識して余裕のある運転・スピードで思いやりのある対応に努める。

●子どもの交通事故防止に関する対策

- ・通学路を安全に通行してもらう為、現場や周辺工事規制場所等において通路の確保や適切な交通誘導を確実にを行う。

●歩行者の安全確保に関する対策

- ・横断歩道での歩行者優先意識を認知してもらい、運転マナーの意識向上に努める。
- ・運転者の視認性に関する死角についても周知を図る。

●自転車の安全対策の推進に関する対策

- ・自転車通行量の多い通学路、生活道路では徐行や一時停止を徹底する。

●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策

- ・業務内だけでなく、通勤、子どもの送り迎え等においても正しい着用の徹底を周知する。

●飲酒運転の根絶に関する対策

- ・飲酒運転の影響（危険性・家族・職場・将来）について社員教育を行い「飲酒運転をしない、させない、許さない」という啓発活動を行う。

○市の交通安全対策との連携

- ・新発田市交通安全対策基本方針の全社への配布により、交通安全への取り組みを再認識し事故防止に努める。

○その他の交通安全活動計画

- ・交通安全便り、交通安全標語、カレンダー等を活用して、毎日の交通事故防止に努める。
- ・「安全運転・チャレンジ100」への参加を周知する。

<b>実施機関</b>	北新潟農業協同組合
<p>●<b>高齢者の交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝礼で高齢者への配慮、交通ルール遵守の周知徹底を図る。</li> </ul> <p>●<b>子どもの交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝礼で児童生徒への配慮、交通ルール遵守の徹底を図り、交通事故の未然防止に努める。</li> </ul> <p>●<b>歩行者の安全確保に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝礼で交通ルール遵守の徹底を図り、交通事故の未然防止に努める。</li> </ul> <p>●<b>自転車の安全対策の推進に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝礼で交通ルール遵守の徹底を図り、交通事故の未然防止に努める。</li> </ul> <p>●<b>シートベルトとチャイルドシートの着用徹底に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全施設に「交通安全宣言」ポスターを掲示し効果的な広報活動を推進して正しい着用の徹底を図る。</li> <li>・毎月1回、朝礼で「交通安全宣言」の唱和を行い交通安全の醸成を図る。</li> <li>・全国及び県の交通安全運動に合わせたシートベルト着用向上運動の無通告実施。(朝の出勤時間に合わせて実施)</li> </ul> <p>●<b>飲酒運転の根絶に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、朝礼で「安全運転宣言」の唱和を行い交通安全の醸成を図る。</li> <li>・飲酒が伴う会議では、「飲酒運転は絶対してはならない」ことを周知し飲酒運転の根絶を図る。</li> </ul> <p>○<b>その他の交通安全活動計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人職員、安全運転研修会への参加。</li> <li>・エフエムしばた交通安全特別スポット放送。</li> <li>・常勤役員による交通違反・事故者への訓示。(内容による)</li> <li>・長期無違反者の表彰。</li> </ul>	

<b>実施機関</b>	新発田市保育園・幼稚園
<p>●<b>子どもの交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターや園だより等で、保護者に交通安全について啓発を行うとともに、送迎時に直接指導を行い、交通事故の未然防止に努める。</li> <li>・年2回、交通安全指導員による交通安全教室を実施する。1回目は保護者にも参加してもらい、交通安全意識の向上や、交通ルールの遵守、マナーの向上に努める。</li> </ul> <p>●<b>歩行者の安全確保に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本、紙芝居等の視覚教材を活用して、園児への交通安全指導を実施する。</li> <li>・散歩や園外での実体験を通して、交通ルールの習得に努める。</li> </ul> <p>●<b>自転車の安全対策の推進に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本、紙芝居等の視覚教材を活用して、園児への交通安全指導を実施する。</li> </ul>	

- ・交通事故の抑止に向けて家庭と連携し交通マナーの向上について園だよりで発信するなどし交通安全意識の高揚を図る。

●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策

- ・自家用車で園児の送迎をする保護者に対して、チャイルドシートやシートベルト着用の啓発活動を行う。
- ・チャイルドシートの着用について、入園式や保護者会など、保護者が集まる機会を活用し、正しい着用方法と着用効果の周知を図る。

●飲酒運転の根絶に関する対策

- ・飲酒運転の根絶を図るポスターを園内に掲示し、注意喚起を行う。
- ・職員に対して、飲酒運転の危険性、責任の重大性を周知し、飲酒運転の根絶に努める。

○市の交通安全対策との連携

- ・地域安全課、交通安全指導員、交通安全母の会と連携し、園児及び保護者を対象とした交通安全教室を実施し、交通安全に努める。
- ・交通安全母の会と連携し、降園の時間帯にチャイルドシート着用の呼びかけや啓発チラシを配り、着用の徹底を図る。

○その他の交通安全活動計画

- ・交通安全関係の研修会に積極的に参加し、職員の交通安全意識の向上を図る。
- ・交通安全の徹底と交通ルールの遵守について、職員間で話し合いや危険個所の共有を図り、交通事故防止に努める。

実施機関	東日本旅客鉄道株式会社新発田駅
<p>●高齢者の交通事故防止に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者は注意力、判断力、行動力の低下が見込まれることを意識した運転をするよう指導・徹底に努める。</li> </ul> <p>●子どもの交通事故防止に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学時間帯や住宅街、ショッピングセンター駐車場等の走行時には、児童・生徒の安全確保のため、飛び出しや触車防止を意識した運転をするよう指導・徹底に努める。</li> </ul> <p>●歩行者の安全確保に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断歩道での歩行者優先意識の浸透を図るとともに、進行方向に対する安全確認の徹底や安全速度の励行、身体障がい者や高齢者等が通行している際には保護を意識しつつ、ゆとり運転の指導・徹底に努める。</li> </ul> <p>●自転車の安全対策の推進に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車利用の際は被害者となった場合、致命傷を負わないためにも、ヘルメット着用をするよう指導する。</li> </ul> <p>●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全座席でのシートベルト（特に後部座席）とチャイルドシート着用の指導・徹底に努める。</li> </ul> <p>●飲酒運転の根絶に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒席に車で向かわない。飲酒運転は人の命に直結する危険で悪質な犯罪行為であり、会社の信用を失墜することと合わせ、被害者やその家族、自身の家族など多くの人を不幸にすることを</li> </ul>	

意識した行動をとるよう指導・徹底に努める。

- ・業務用車の運転前・後のアルコール検知器を用いた酒気帯び確認と確認記録簿への記録を徹底する。

#### ○市の交通安全対策との連携

- ・社員に対する年度初めの運転免許証確認時の安全運転指導の際にも、上記を改めて指導・徹底する。

#### ○その他の交通安全活動計画

- ・新発田警察署と連携した踏切事故防止啓発活動を全国交通安全運動期間等に企画する。

実施機関	新発田自動車学校
<ul style="list-style-type: none"><li>●<b>高齢者の交通事故防止に関する対策</b><ul style="list-style-type: none"><li>・法定高齢者講習、認知機能検査などの機会に、高齢者による交通事故の特徴等と併せ、歩行時の安全行動を促す教養を行う。</li><li>・高齢者を対象とした各種講習会等において、運転体験などを通じて交通事故防止教養を行う。</li></ul></li><li>●<b>子どもの交通事故防止に関する対策</b><ul style="list-style-type: none"><li>・教習生に対して、路上教習時に子どもの飛び出しなど、子どもの特性を踏まえた教習を行う。</li><li>・高校生を対象とした原付講習会において、交通安全意識の高揚を図る教養を行う。</li></ul></li><li>●<b>歩行者の安全確保に関する対策</b><ul style="list-style-type: none"><li>・企業に対する交通安全講習会などにおいて、横断歩道での一時停止など歩行者保護の教養を行う。</li><li>・教習生に対して路上教習時、運転者の視点と歩行者の視点の違いを教養し、歩行者の安全確保を図る教習を行う。</li></ul></li><li>●<b>自転車の安全対策の推進に関する対策</b><ul style="list-style-type: none"><li>・教習生に対して路上教習時、運転者の視点と自転車利用者の視点の違いを教養し、自転車の安全確保を図る教習を行う。</li><li>・教習生及び高齢者講習受講者等に対して、令和8年4月の道路交通法改正の概要等について教養を行う。</li></ul></li><li>●<b>シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策</b><ul style="list-style-type: none"><li>・企業に対する交通安全講習会などにおいて、シートベルトの着用の徹底について教養を行う。</li><li>・教習生に対して、後部座席を含めたすべての座席でのシートベルト・チャイルドシート着用の重要性について理解を深める教育を行う。</li></ul></li><li>●<b>飲酒運転の根絶に関する対策</b><ul style="list-style-type: none"><li>・処分者講習などの各種講習の受講生及び教習生に対して、飲酒運転の危険性など、飲酒運転根絶に向けた教養を行う。</li><li>・企業に対する交通安全講習会などにおいて、飲酒運転根絶の意識向上を図る教養を行う。</li></ul></li><li>○<b>市の交通安全対策との連携</b><ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者講習等の機会に新発田市高齢者等運転免許自主返納支援事業の広報を行う。</li></ul></li></ul>	

## ○その他の交通安全活動計画

- ・高齢者を対象とした安全運転教室の開催をする。
- ・教習コース、施設等を活用した企業・団体に対する「交通安全教育」を実施する。
- ・高校及び新発田地区交通安全協会と連携した原付講習を実施する。

実施機関	新発田市小学校長会
------	-----------

### ●高齢者の交通事故防止に関する対策

#### 《教職員への交通安全指導》

- ・高齢歩行者の事故に関する意識向上と自家用車運転マナーの向上を図る。(各小学校)

#### 《児童への交通安全指導》

- ・自転車運転時の歩行高齢者への安全配慮の指導をする。(各小学校)

(1) 全校集会、地域子ども会、学級活動等。

### ●子どもの交通事故防止に関する対策

#### 《児童への交通安全指導》

- ・教職員による交通安全期間中の街頭指導を実施する。(各小学校)
- ・休日・祝日・長期休業前の交通安全指導および啓発活動を実施する。(各小学校)
  - (1) 全校朝会、地域子ども会、学級活動等。
  - (2) 学校便り、生活指導便り、安全パンフレット等による啓発活動。
- ・長期休業中の学区内巡視と安全指導を実施する。(各小学校)
- ・自転車の運転技能向上と運転マナー指導を徹底する。(各小学校)
  - (1) 自転車安全教室等の安全教育を実施する。
  - (2) 夜間、降雪期(路面や歩道に雪のある場合)の乗車禁止等の校区内ルールの徹底を図る。
  - (3) 児童及び保護者に乗車時ヘルメット着用の啓発を行う。
- ・教職員、PTA、地域ボランティアによる登下校時パトロールと指導を実施する。(各小学校)
- ・学区通学路・公園等の安全点検と安全確認を実施する。(各小学校)
  - (1) PTA、地域との連携による安全マップの作成・見直しを行う。
  - (2) こども110番の家の設置依頼・確認をする。
  - (3) 新1年生に対する安全歩行指導と下校指導を行う。
- ・交通安全にかかわる作文、標語、ポスターコンクール等へ参加する。(各小学校)
  - (1) 安全についての啓発と意識の向上を図る。

#### 《地域・保護者への交通安全啓発》

- ・放課後、休日・祝日、長期休業前の児童への交通安全に関する啓発を依頼する。(各小学校)
  - (1) 学校便り、生活指導便り等。

### ●歩行者の安全確保に関する対策

#### 《児童への交通安全指導》

- ・交通安全教室における低学年の歩行指導を実施する。(各小学校)
- ・春、秋の交通安全運動と連動した交通安全指導を実施する。(各小学校)

- ・雪道の歩行について、安全確保に努めるよう指導する。(各小学校)

#### 《教職員への交通安全指導》

- ・非違行為根絶への意識改革を図る。(各小学校)
  - (1) 一時停止違反、速度超過違反等の根絶を主眼とした校内研修会を実施する。
    - 他人事ではなく、自分事としてとらえるよう促す。
  - (2) 横断歩道の歩行者優先のマナー向上指導を実施する。

### ●自転車の安全対策の推進に関する対策

#### 《児童への交通安全指導》

- ・交通安全教室における4年生の自転車指導を実施する。(各小学校)
- ・春、秋の交通安全運動と連動した交通安全指導を実施する。(各小学校)

#### 《教職員への交通安全指導》

- ・非違行為根絶への意識改革を図る。(各小学校)
  - (1) 一時停止違反、速度超過違反等の根絶を主眼とした校内研修会を実施する。
    - 他人事ではなく、自分事としてとらえるよう促す。
  - (2) 横断歩道の歩行者優先のマナー向上指導を実施する。

### ●シートベルトとチャイルドシートの着用に関する対策

#### 《児童への交通安全指導》

- ・通学バス、校外学習時のバス利用時におけるシートベルトの着用指導を実施する。(各小学校)

#### 《教職員への交通安全指導》

- ・管理職によるシートベルト着用指導を実施する。(各小学校)

### ●飲酒運転の根絶に関する対策

#### 《教職員への交通安全指導》

- ・非違行為根絶への意識改革を図る。(各小学校)
  - (1) 飲酒、酒気帯び運転の根絶を主眼とした研修を実施する。
  - (2) 管理職による飲酒の翌日の運転への注意喚起を行う。
  - (3) 飲酒の在り方や「懇親会」の在り方も含めての改善を図る。

### ○市の交通安全対策との連携

- ・春、秋の交通安全運動と連動した交通安全指導を実施する。(各小学校)
- ・交通安全指導員と連携した自転車安全教室等を開催する。(各小学校)
- ・通学路安全合同点検を実施する。
- ・市の交通安全対策を受けた情報交換を小学校長会で実施する。(小学校長会)

### ○その他の交通安全活動計画

- ・定例の校長会での交通事故防止に関わる情報交換、及び各校で起こってしまった事故について情報共有を随時行う。(小学校長会)

●高齢者の交通事故防止に関する対策

- ・生徒の送迎に来られる高齢者の方々の特性をふまえ、校地内での安全運転、生徒が乗り降りするための駐車場所等、他者との接触事故が発生しないように注意喚起を行う。(HP、便り等の配付)

●子どもの交通事故防止に関する対策

《生徒・家庭への交通安全指導》

- ・交通安全ルール遵守の確実な定着を図るために、日常的な注意喚起による意識付けと定期的な事例を用いた交通安全指導、マナー指導を行う。
- ・通学バスを利用している学校では、利用状況を調査するとともにバス利用のマナーと安全な利用方法について指導・徹底に努める。
- ・学校だよりやPTA広報誌等で生徒や保護者の交通安全に対する意識啓発を図る。
- ・PTAや地域と連携して、計画的に交通安全指導(立哨指導)を実施する。
- ・教職員やPTA、地域住民、市教委と連携して通学路安全点検を実施する。

●歩行者の安全確保に関する対策

- ・交通安全対策として、市職員や警察署及び地区駐在所、交通安全指導員と連携して、交通安全教室を実施する。また、春、秋の交通安全運動期間には連動して交通安全指導を実施する。

●自転車の安全対策の推進に関する対策

- ・自転車通学を許可している学校では、全校生徒を対象に交通安全教室を開催し、自転車の正しい乗り方を指導し交通事故の未然防止に努める。また、交通安全教室の実施にあたっては、講話や体験型教室、問題解決型教室など実態に合わせて多様な方法を検討・実施する。さらに、自転車加害事故が増加していることも踏まえ、特に以下の点の徹底に努める。

- (1) 自転車通学生のヘルメットの正しい着用。
- (2) 学校管理外において自転車乗車時のヘルメット着用指導。
- (3) 並進、脇見運転の禁止。
- (4) 夕暮れ時の早期のライト点灯。
- (5) 自転車保険の加入啓発。
- (6) 交差点等における一時停止、安全確認を確実にする。

●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策

《教職員への指導徹底》

- ・定期的に管理職から適宜指導し、運転乗車の際の安全確保徹底を行う。

●飲酒運転の根絶に関する対策

《教職員への飲酒運転等の根絶を目的とした指導》

- ・飲酒の機会があるたびに、飲酒運転根絶を呼びかけ、チェックリスト等を活用して遵守徹底する。
- ・職員研修を各校で実施し、飲酒運転は重大な信用失墜行為であり、絶対あってはならないことを繰り返し指導する。

○市の交通安全対策との連携

- ・市の交通安全対策との連携。

- ・春の交通安全指導、交通マナー街頭指導。
- ・秋の交通安全指導、交通マナー街頭指導。
- ・冬期間の通学方法についての指導。

#### ○その他の交通安全活動計画

- ・PTA、民生委員、学校評議員、地区の青少年健全育成協議会と連携し、学区内の危険場所の確認、交通事故多発地点の確認を通じて、生徒への注意喚起を定期的に行う。

実施機関	新発田地区高等学校生活指導連絡協議会
<p><b>●高齢者の交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒や教職員が加害者とならないように、交通事故防止の啓発活動を行う。</li> </ul> <p><b>●子どもの交通事故防止に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校指導を実施する。(挨拶運動を兼ねて歩行及び自転車指導)</li> <li>・自転車等安全な通行に係る交通講話を実施する。</li> <li>・全校集会時や長期休業前に、交通マナー全般について指導する。</li> <li>・原付バイクの安全運転技術指導を行う。</li> <li>・自転車ヘルメットの所持及び着用率の向上に向けた指導を行う。</li> <li>・県のリーフレット等を活用し、ホームルームにおいて、担任より注意喚起する。</li> </ul> <p><b>●歩行者の安全確保に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全校集会において、生徒指導部職員より交通ルールや時期毎の注意点を指導する。</li> </ul> <p><b>●自転車の安全対策の推進に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自転車ルールブック」等の活用、及び自転車走行に係わる道路交通法改正点を周知する。</li> </ul> <p><b>●シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議等において、管理職より教職員へ適宜指導する。</li> </ul> <p><b>●飲酒運転の根絶に関する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒運転の根絶、その他の交通ルールの遵守など、職員会議や職員朝会で管理職より教育公務員としての自覚と非違行為根絶について適宜指導する。</li> </ul> <p><b>○市の交通安全対策との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春の交通安全指導：交通マナー街頭指導を実施する。</li> <li>・秋の交通安全指導：交通マナー街頭指導を実施する。</li> <li>・冬期間の駐輪場の利用について指導を行う。</li> </ul> <p><b>○その他の交通安全活動計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内交通安全ポスターを掲示する。</li> <li>・各高校による街頭指導（教職員による駅前指導、服装指導、交通マナー指導）を実施する。</li> <li>・冬期間の登下校に関する注意と自転車不使用の指導を徹底する。</li> </ul>	

### 3 運転者教育等の推進

運転者側の不注意による事故が多く、防ぐことができる事故もあることから、正しい交通マナーを実践する運転者教育の徹底を図るため、関係機関と連携し交通安全教室や事業所等における企業内教育等を積極的に推進します。

## 第4節 救助・救急体制の充実

### 1 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救助及び救命を最優先とし、負傷者の救命率の向上を図るため新発田地域広域消防本部に対して、最新の救助方法の習得を含めた知識・技術の向上等、救助活動の円滑な体制づくりを要望していきます。

### 2 応急手当の普及

交通事故による負傷者に対する迅速かつ適切な応急手当等が行われるように、応急手当の知識及び技術の普及を図るため、自動体外式除細動器（AED）を利用した心肺蘇生法を学ぶ応急手当講習会等の開催を推進し、被害を最小限に食い止め、救命率の向上を図ります。

## 第5節 交通事故被害者対策

### 1 交通事故被害者対策の推進

#### (1) 交通事故相談業務の周知と利用の普及

県が設置している交通事故相談所の他、日本弁護士連合会で設置した（公財）日弁連交通事故相談センター及び（一社）日本損害保険協会の設置したそんぼADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）等の交通事故相談事業について広く周知を図ります。

#### (2) 交通災害共済の加入促進

交通災害共済は、交通事故などでけがをした場合の救済対策とし県内全市町村で行う県民相互救済制度であり、自治会・町内会等を通じて市内全世帯にチラシ等を配布して加入促進を図ります。

また、令和8年度からインターネット加入が追加され、加入が手軽にできることなどを含め、広報紙、ポスター、エフエムラジオ、懸垂幕の設置等を通じて広く市民に趣旨を啓発します。

#### (3) 交通遺児等の対策

交通事故により保護者が死亡、又は重度の後遺障がい者となった家庭の幼児・児童及び生徒の健全な育成を支援するため、交通遺児等の支援事業の周知に努めます。

#### (4) 自転車損害賠償保険等の加入促進

高額な賠償を伴う深刻な自転車事故の現状を踏まえ、令和4年10月から加入義務化になった自転車保険の必要性を認識し被害者救済を図るため、損害賠償保険等の加入を周知します。

## 第6節 踏切道の安全対策

### 1 踏切道の構造改良の推進

踏切事故の防止を図るため、自動車が通行する踏切道の幅員が接続する道路の幅員より狭いものなどについて、地域住民からの要望・意見を踏まえ鉄道事業者へ要望し、構造の改良を推進するとともに交通事故の防止及び交通の円滑化に努めます。

### 2 踏切保安設備の整備等

鉄道事業者に自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じて、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等により事故防止効果の高い踏切保安設備の整備に努めるよう要望していきます。

### 3 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置

踏切事故は、直前横断や落輪等に起因するものが多いことから鉄道事業者と協力して、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対して、安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る等、広報活動等の強化に努めます。

また、踏切道に接続する道路の拡幅については、鉄道事業者と協力し、接続する道路と踏切道の幅員差が新たに生じないように努めます。

(目的)

第1条 この条例は、新発田市の交通安全の確保について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、新発田地区市町村において連携を図り、地域特性に配慮した交通安全対策を推進することにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は市内に滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 交通安全 陸上交通における交通安全をいう。
- (4) 新発田地区市町村 新発田市及び聖籠町をいう。

(平成15条例64・平成17条例73・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、交通安全の確保に関し、総合的かつ体系的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において自ら交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関が実施する交通安全の確保に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に当たり、従業員に対する交通安全教育を実施するよう努めるとともに、市及び関係機関が実施する交通安全の確保に関する施策に協力するものとする。

(交通安全教育の推進)

第6条 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の交通安全に関する意識の向上を図り、市民等による自主的な交通安全の確保に関する活動を促進するため、交通安全教育及び啓発活動の推進に努めなければならない。

2 市は、市民等に対し、交通安全に関する必要な情報を適切に提供しなければならない。

(良好な道路交通環境の整備)

第7条 市は、良好な道路交通環境を確保するため、市の管理する道路の新設及び改良並びに交通安全施設の整備を促進するよう努めなければならない。

2 市長は、市の管理する道路以外の道路について、特に交通安全対策を講ずる必要があると認めるときは、当該道路の管理者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通渋滞の緩和)

第8条 市は、市民等の公共交通機関の利用の促進等を図ることにより、道路の交通渋滞を緩和し、交通安全の確保に努めるものとする。

(高齢者等に対する配慮)

第9条 市は、交通安全の確保に関する施策の推進に当たっては、特に高齢者、障害者及び児童（以下「高齢者等」という。）にとって安全な道路交通環境が確保されるよう努めなければならない。

2 市民等は、その日常生活及び事業活動において、高齢者等の交通の安全に特に配慮するよう努めるものとする。

(広域的な施策の推進)

第10条 市は、交通安全の確保に関する施策の推進に当たって必要があると認めるときは、新発田地区市町村及び関係機関と連携し、広域的に施策を推進するものとする。

(交通安全対策会議)

第11条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、新発田市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

2 対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 新発田市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 対策会議は、会長及び30人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成15条例64・一部改正)

(交通安全指導員)

第12条 市は、交通事故の防止と交通安全運動の推進を図るため、交通安全指導員を置く。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(新発田市交通安全対策会議条例の廃止)

2 新発田市交通安全対策会議条例(昭和46年新発田市条例第9号)は、廃止する。

附 則(平成15年条例第64号)

この条例は、平成15年7月7日から施行する。

附 則(平成17年条例第73号)

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、新発田市交通安全条例（平成13年新発田市条例第39号）第11条の規定に基づき、新発田市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び委員)

第2条 対策会議の会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 諸団体の役職員
- (4) 市の機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(部会)

第3条 対策会議は、その所掌する事務に係る特定の事項について調査及び審議をするため、部会を置くことができる。(平成27規則60・追加)

(庶務)

第4条 対策会議の庶務は、地域安全課において処理する。

(平成16規則27・平成24規則41・一部改正、平成27規則60・旧第3条繰下)

(議事等)

第5条 この規則に定めるもののほか、対策会議の議事その他対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。(平成27規則60・旧第4条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市交通安全対策会議規則の規定は、平成15年7月7日から適用する。

附 則 (平成24年規則第41号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第60号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市交通安全対策会議規則の規定は、平成27年12月1日から適用する。

○新発田市交通安全対策会議通学路交通安全部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新発田市交通安全対策会議規則（平成13年新発田市規則第47号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき設置する新発田市交通安全対策会議通学路交通安全部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 通学路交通安全プログラム案の策定に関すること。
- (2) 合同点検実施箇所の公表方針案の策定に関すること。
- (3) 通学路合同点検箇所の実態把握、対策案の検討、対策実施後の効果検証案及び改善方法検討案の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要と認められること。

(部会長及び部会員)

第3条 部会の部会長は、教育長をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 4 部会員は、対策会議の委員又は委員が所属する機関及び団体の職員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、教育委員会内において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から実施した。

令和2年4月1日改定

## 新発田市交通安全対策会議委員名簿

会長 新発田市長 二階堂 馨

委員 24名（委嘱期間／令和8年1月1日～令和9年12月31日）

区分	所属機関・団体等	役職
第1号	新発田地区交通安全協会	会長
第2号	新潟国道事務所新発田維持出張所	所長
	新発田地域振興局地域整備部	部長
	新発田警察署	署長
	新発田消防署	署長
第3号	新発田市自治会連合会	会長
	新発田市老人クラブ連合会	副会長
	新発田市交通安全母の会	会長
	新発田市交通安全指導員	代表指導員
	社会福祉法人のぞみの家福祉会	理事長
	新発田市少年補導委員会	会長
	新発田市小中学校PTA連合会	会長
	新発田商工会議所	会頭
	新発田市建設業協会	会長
	北新潟農業協同組合	経営管理委員
第4号	新発田市教育委員会	教育長
	新発田市地域整備課	課長
	新発田市市民まちづくり支援課	課長
	新発田市保育園・幼稚園	園長
第5号	東日本旅客鉄道株式会社新発田駅	駅長
	新発田自動車学校	校長
	新発田市小学校長会	会長
	新発田市中学校長会	校長
	新発田地区高等学校生活指導連絡協議会	会長

新潟県交通安全スローガン(通年スローガン)

『未来へとどけ！ 願いのかけはし 交通安全』



新発田市交通安全キャラクター  
「かもしかくん」「わかばちゃん」

「カモシーナちゃん」

「モシカシーくん」

